

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のお知らせ



～後期高齢者医療制度の被保険者の方へ～
新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給します

対象 次の①～③のすべてに当てはまる方

①後期高齢者医療制度の被保険者である被用者（給与などの支払いを受けている方）

②新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状により感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった方

③労務に服することができない期間の給与などの支払いを受けられないか、一部減額されて支払われる方

支給の対象となる期間 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間
支給額 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数
※給与などが一部減額されて支払われている場合など、支給額が減額

されたり支給されない場合があります。

適用期間 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6か月まで）

申請方法 該当すると思われる場合は、事前に東京都後期高齢者医療広域連合または羽村市市民課高齢医療・年金係へ電話で問い合わせください。
※申請先は東京都後期高齢者医療広域連合です。

問合せ 東京都後期高齢者医療広域連合
☎0570-0861519／羽村市市民課高齢医療・年金係 ④140



国民年金保険料には新型コロナウイルス感染症の影響による免除制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に国民年金保険料を納めることが困難になった場合は、臨時特例の措置として、本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きで国民年金保険料免除の申請ができます。また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様の手続きで国民年金保険料学生納付特例申請をすることができます。

具体的な手続きについては、市公式サイト、日本年金機構のウェブサイトを確認してください。
※申請書などは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きを利用してください。



市内事業者向け
新型コロナウイルス感染症対策支援
緊急相談窓口

羽村市商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営上深刻な影響を受けている市内事業者に対して、今後の事業計画や、経営相談、雇用相談などの無料相談窓口を設置し、事業の継続や経営の安定に向けた支援を行います。

事前の予約が必要です。羽村市商

工会の会員ではない事業者の方でも相談可能です。詳しくは、問い合わせてください。
実施期間 6月30日（火）まで（土・日曜日を除く）
相談時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
問合せ 羽村市商工会 ☎555-6211



ひとり親家庭（母・父）の自立を応援します！

問合せ 子育て支援課支援係 ②239

自立支援教育訓練給付金事業

就職に必要な資格や技能を取得するための講座を受講する場合、修了後に受講費用の一部を支給します。

対象 市内在住で、20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親で次の要件を満たす方
(1) 児童扶養手当を受給している方、または同等の所得水準にある方
(2) 就職に結びつけるために当該講座の受講が必要であると認められる方
(3) 過去に教育訓練給付金を受給していない方

対象講座 医療事務・介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）・調理師など、雇用保険法などによる一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座
対象期間 上限4年
支給額 受給資格の区分に応じた次の金額
(1) 受講開始日に、雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができない方：受講費用の60%（1万2001円～20万円、修業年数×20万円を上限）
(2) 受講開始日に、雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができる方：受講費用の60%（1万2001円～20万円）から、雇用保険の教育訓練給付金の額を差し引いた額

高等職業訓練促進給付金等事業

修業年限1年以上の養成機関で、次の資格を取得する場合に、生活費の負担を軽減するために支給します。

対象 市内在住で、20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親で次の要件を満たす方
(1) 児童扶養手当を受給している方、または同等の所得水準にある方
(2) 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業すること、資格取得が見込める方
(3) 仕事または育児と修業の両立が困難な状況にあると認められる方
(4) 過去に、同じ職業訓練促進給付金（旧高等技能訓練促進費）を受給していない方

対象資格 看護師（准看護師）、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、そのほか市長が特に認める資格
※介護福祉士、保育士の資格取得を考えている方は、公共職業安定所（ハローワーク）の求職者支援制度の活用を検討してください。

支給期間 修業する期間（上限4年間）
支給内容
(1) 高等職業訓練促進給付金（月額）
▼市・都民税非課税世帯10万円（修了までの最後の12か月は14万円）
▼市・都民税課税世帯7万5000円（修了までの最

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験
合格支援事業

ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親および児童の学び直しを支援し、より良い条件で就職できるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の一部を支給します。

対象 最終学歴が中学校卒のひとり親家庭の親および児童で、次の要件を満たす方
(1) 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方
(2) ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童で、親が児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方

支給額 最大で受講費用の60%を支給（上限15万円）
※この事業も事前相談が必要です

申込み 受講・入学1か月前までに、電話で子育て支援課へ予約してください。相談時には、受講する講座の資料を持参してください。